

2023 年 3 月 18 日(土曜日)

## 船内巡視等の実施手順書を

### 公表しました！

令和5年4月より、常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に対し、産業医の選任等が義務付けられました。当該船舶所有者は、選任した産業医に、少なくとも年1回、船内巡視の実施により、船内の作業環境や衛生状態を把握させ、その結果を踏まえ必要に応じて船員の健康障害を防止するための措置を講じさせなければなりません(当該船舶所有者以外の船舶所有者は努力義務)。

今般、海上労働という船員の特殊な労働環境の実態も踏まえ、産業医が船内巡視を適切かつ円滑に実施できるよう、また、船舶所有者や船内巡視を受ける船員が当該巡視の実施に適切に対応できるよう、船内巡視の進め方の一例や巡視時のチェックポイント・留意点等をまとめた「産業医による船内巡視等の実施手順書」を作成しました。

○「産業医による船内巡視等の実施手順書」掲載先  
特設ウェブページ

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk4\\_000029.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html)